

## 公益社団法人日本金属学会 研究会規程

### (規程の目的)

第1条 この法人の定款に定める調査・研究事業のうちの研究会に関する業務を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

### (名称)

第2条 この規程の名称は、研究会規程とする。  
2 この規程の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。

### (連絡先)

第3条 研究会の連絡先は、事務局の担当者とする。  
2 前項にかかわらず、研究会の構成員の連絡先を別に設けることができる。

### (研究会の目的)

第4条 研究会は、先端領域または学際的領域における研究を効果的に推進するために活動することを目的とする。

### (業務)

第5条 研究会の業務の内容は次のものとする。  
(1) 研究会の企画の立案  
(2) 研究会の業務の推進  
(3) 研究会の報告書の作成  
(4) 研究会の成果の公開  
(5) その他理事会の決議による業務  
2 研究会の業務の内容の変更は、理事会の決議を要する。  
3 研究会の業務の計画および報告の概要は、この法人の事業計画書および事業報告に一括して記載する。  
4 研究会の成果の公開は、この法人のホームページでの公開、講演大会での発表および学術誌への掲載等による。

### (組織)

第6条 研究会の業務を執行する組織の構成員と数は、次の通りとする。  
(1) 代表世話人 1名  
(2) 世話人 数名  
(3) 構成員 数名  
(4) その他理事会の決議による構成員 数名  
2 他の学協会と連携した組織とすることもできる。

### (構成員の選任)

第7条 研究会の構成員は、理事会で選任する。  
2 代表世話人および世話人はこの法人の会員から選任しなければならない。  
3 構成員は主に会員の中から選任するが、必要に応じて外部の専門家から選任することができる。  
4 理事会での選任に先立って、研究会から構成員の候補者を理事会に推薦することができる。

### (研究会の活動期間および研究会の構成員の任期)

第8条 研究会の活動期間は1期5ヵ年以内とする。

2 研究会の構成員の任期は、当該研究会の活動期間とする。

3 必要に応じ、第2項の期間をさらに1期3年間延長することができる。

4 研究会活動は最長2期8年までとする。

(構成員の退任)

第9条 研究会の構成員は、任期が満了すれば退任する。

2 前項にかかわらず、構成員は届出により退任することができる。

3 法令等ならびにこの法人の定款、細則およびこの規程に違反したり、この法人の名誉を傷つけた場合もしくは退任させるべき正当な事由がある場合には、理事会の決議により退任させることができる。

(募集)

第10条 研究会は公募する。

2 募集は、この法人の会報およびホームページに掲載する。

3 応募は代表世話人が所定の書式により行う。

(審査)

第11条 研究会設置の採否は審査による。

2 審査は、調査研究委員会で第1次審査をし、理事会で最終審査をして、設置を決定する。

3 研究会の毎年の採択数は、財政および予算の範囲内で行う。

(審査結果の公表)

第12条 審査結果はこの法人の会報およびホームページに公表する。

(運営)

第13条 研究会の運営の分担は次の各号による。

(1) 代表世話人は研究会をとりまとめる。

(2) 世話人は、代表世話人を補佐する。

(3) 研究会の構成員は、分担してこの研究会の業務を執行する。

2 研究会の開催頻度は、業務の必要度に応じて、研究会で決議する。

(費用)

第14条 この法人は、それぞれの研究会の業務の推進のため、その費用の一部を負担する。負担限度額は別に定める。

2 研究会の事業費用負担は、この法人の調査・研究事業収益で賄う。

3 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。

4 前3項で費用を賄えない場合は、研究会の採択数を縮小する。

(会計)

第15条 研究会の業務に係わる予算および決算は、この法人の会計業務執行理事の指示および承認により事務局が行い、理事会の決議を要する。

2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

3 第1項の決算は、公認会計士及びこの法人の監事による会計監査を受けなければならない。

(事業年度)

第16条 研究会の事業年度は、この法人と同一とする。

(成果の報告と公表)

第 17 条 研究会の成果は報告書にとりまとめ、会計書類と共にこの法人に送付しなければならない。

2 成果報告書の概要をこの法人のホームページに公表しなければならない。

(解散)

第 18 条 研究会の設置期限が来た場合および研究会を財政的に継続する目処がたたなくなった場合または研究会を継続する意義がなくなった場合には、理事会の決議により、研究会を解散することができる。

(調査研究委員会の関与)

第 19 条 この規程に疑義が生じた場合は、調査研究委員会で協議する。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第 21 条 この規程の運用に必要な事項は、調査研究委員会の決議により規則に定める。

附則

1. 昭和 年 月 日 制定、施行
2. 平成 22 年 3 月 19 日 全面改訂(第 860 回理事会決議) 委員会規程雛形に準拠他
3. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 委員会の関与を追加
3. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
4. 平成 23 年 8 月 10 日 一部改訂(第 872 回理事会決議) 活動期間の改訂
5. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他
6. 2021 年 8 月 3 日 一部改訂(第 944 回理事会決議) 代表世話人要件変更、委員会名称変更

2021 年 8 月 3 日 一部改訂

	新	旧
第 7 条 2 項	代表世話人および世話人はこの法人の会員から選任しなければならない。	代表世話人および世話人はこの法人の会員から選任しなければならない。 代表世話人は分科会委員であることが望ましい。
第 11 条 2 項	審査は、 <u>調査研究委員会</u> で第 1 次審査をし、理事会で最終審査をして、設置を決定する。	審査は、分科会委員会で第 1 次審査をし、理事会で最終審査をして、設置を決定する。
第 19 条	( <u>調査研究委員会</u> の関与) この規程に疑義が生じた場合は、 <u>調査研究委員会</u> で協議する。	(分科会委員会の関与) この規程に疑義が生じた場合は、分科会委員会で協議する。
第 21 条	この規程の運用に必要な事項は、 <u>調査研究委員会</u> の決議により規則に定める。	この規程の運用に必要な事項は、分科会委員会の決議により規則に定める。